

■ 評議員会

定款施行細則第3条の 規定区分及び定数 ※（ ）内は定数	役職	氏名（敬称略）
田辺関係者（2）	評議員	吹揚 恒夫
	評議員	宇津 裕喜
民間学識経験者（5）	評議員	岩井 芳男
	評議員	福井 量規
	評議員	兼久 健吾
	評議員	廣畑 淑子
	評議員	露詰 公子
社会福祉事業関係者（3）	評議員	田中 敦
	評議員	柳瀬 敏夫
	評議員	中岸 由美

任期 令和3年6月24日から、令和7年度におこなう定時評議員会が終結する時まで（4年間）

■ 役員会（理事、監事）

定款施行細則第4条の 規定区分及び定数 ※（ ）内は定数	役職	氏名（敬称略）
田辺関係者（2）	理事	馬場崎 栄
	監事	西 貴弘
民間学識経験者（5）	理事	梅本 訓志
	理事	塩見 好彦
	理事	下村 順司
	理事長	福田 安雄
	監事	尾崎 幸宏
社会福祉事業関係者（3）	理事 (業務執行理事)	片家 洋二
	理事	小谷 真理
	理事	前田 哲也

任期 令和5年6月17日から、令和7年度におこなう定時評議員会が終結する時まで（2年間）